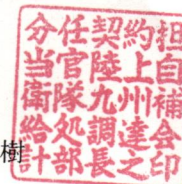


公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊九州補給処
調達会計部長 園田 直樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : 31/2tトラックほか3件売払い
- (2) 品名・単位・数量 : 調達要領指定書のとおり(細部売り払い要領については仕様書による。)
- (3) 代金納付期限 : 令和8年12月18日(金)

※注 納入告知書に基づき代金の納付となります。

納入告知書交付まで、契約日から最大1ヶ月程度を要する場合があります。

- (4) 搬出時期 : 仕様書4.1に示す搬出前までに提出すべき書類が完了した後とするも、官側との調整による
- (5) 引渡期限 : 代金納付の日から5日以内(令和8年12月18日(金)までに搬出)
- (6) 引渡場所 : 陸上自衛隊目達原駐屯地
- (7) 履行期限 : 令和9年3月31日(水)

2 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者なお自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は、製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 現物を確認した者であること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に規定する「引取業者の資格」、「フロン類回収業者の資格」、「解体業者の資格」及び「破砕業者の資格」のすべてを有し、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体(以下「受託共同事業体」という。)に所属する自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者(以下「全部再資源化事業者」という。)であって、入札開始前までに自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者
- (9) 過去の売払い契約において、解体証明書又は破砕証明書、その他の契約の履行に関する書類が履行期限を超えて未提出の状態でないこと
- (10) 自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた業者

3 契約条項及び入札参加者心得を示す場所

陸上自衛隊目達原駐屯地 九州補給処 調達会計部 契約課、陸上自衛隊九州補給処ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。

ただし、現場確認については官側と業者との認識の共有を図ること及び解体作業場所での解体・破碎が実施可能なことを確認する目的で事前に必ず実施するものとする。現場確認については公告掲載日の次の日から令和8年9月30日(土日祝日除く0830～1630)の間、希望日の3日前までに担当者(11項に示す者)に連絡することとし、個別に対応する。現場確認を実施していない業者の入札参加は認めない。

入札日時場所：令和8年10月1日(木)09時00分 九州補給処総務部管理課糧食班幹部食堂

5 保証金に関する事項

(1) 入札保証金:免除

但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金:免除

但し、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札の方法

(1) 総額決定(税抜) (同価の場合は、抽選により決定) 予定価格以上の最高価格で入札した者を落札者とする。予定価格に達しない場合は再度入札を実施する。また、郵便による入札参加者が含まれる場合においては令和8年10月5日(月)09時00分に再度入札を実施する。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) 電信、電話、電報、FAXによる入札
- (4) 入札執行時刻に遅延した入札、その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書の作成の可否

(1) 契約書を作成する。

(2) 適用する契約条項

「不用物品売払契約条項」、「売払い物品の解体に関する特約条項」、

「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」

この際、「売払い物品の解体に関する特約条項」第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破碎の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」として使用する。

9 損害賠償請求等

- (1) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。
また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (2) 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

10 事前提出書類

(1) 提出期限

令和8年9月28日(月)17時00分

(2) 提出書類

ア 資格審査決定通知書(写)

イ 自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり各都道府県等の登録業者であることを証明できる書類(写)

ウ 引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業の4つの業種資格すべて証明できる書類(写)

エ 受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類

オ 公告日から過去3年間の間に全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類

カ 作業工程表及び細部実施要領書の案

キ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類

11 その他

- (1) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、九州補給処ホームページ「入札等参加者心得」第9章を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (2) 入札関係委任を受けた者は、入札前にあらかじめ委任状を提出すること。
- (3) 郵便による入札の場合は、入札期日の前日令和8年9月30日(水)17時00分までに必着するように「書留」で送付すること。その際、送付する封筒の表に「入札件名、○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に調達会計部契約課担当まで電話連絡すること。
- (4) その他入札及び契約心得を厳守すること。
掲示場所: 陸上自衛隊九州補給処調達会計部契約課事務室及び陸上自衛隊九州補給処ホームページ
- (5) 所有権移転の時期は仕様書 4.1 に示す提出書類が完了した時期とする
- (6) 入札書は消費税抜で提出すること。
- (7) 第2項第6号の「資本関係又は人的関係のある者」については、入札等参加者心得を参照
- (8) 入札室へのパソコン・タブレット・スマートフォン(画面サイズ7.0インチ以上)の持込は禁止
- (9) 売払物品の引取りに際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (10) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処置すること。
- (11) 売払物品は現状引渡しであり、契約締結後、防衛省は当該物品に対して一切の責任を負わない。
また、買受人が当該物品に不具合、隠れた瑕疵等を発見した場合でも契約代金の減免、損害賠償の請求、契約の解除等は実施できない。
- (12) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合は、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得(駐屯地用)別紙様式第16-1「再委託承認申請(届出)書」(以下「再委託承認申請書」という。)を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。
再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない
(確認期間: 書類提出日～令和8年9月30日まで)

12 公告掲示場所

(1) 目達原駐屯地調達会計部

(2) 陸上自衛隊九州補給処ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/dep/index.htm>

13 問い合わせ先

(1) 住所等 〒842-0032 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1

TEL 0952-52-2161 FAX 0952-52-3748

(2) 入札に関すること 調達会計部契約課第1契約班 担当 松田(内線2317)

(3) 仕様書に関すること 総務部管理課補給班 担当 原(内線2251)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
使用済自動車（装輪車両）の売払い	GV-Z001014	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和8年3月5日
	変 更	
	作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済自動車の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済自動車

陸上自衛隊で不用となった車両をいう。

1.2.2

売払い自動車

不用の決定をした後、この契約の相手方に対し、当該自動車の全部を解体、プレス、せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すことを義務づけて売払いをする使用済自動車をいう。

1.2.3

自動車リサイクル券

“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下、自動車リサイクル法という。）第73条に規定する再資源化預託金等の構成要素を含んだものをいう。

1.2.4

解体・破碎

自動車リサイクル法に規定される解体工程及び破碎（溶解を含む。）工程をいう。

1.2.5

全部再資源化

ASR（シュレッダーダスト）を生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカーなどが全部再資源化事業者（解体業者及び破碎業者）に委託し、合理的な解体などを行うことによって、解体自動車全部利用者（国内の電炉及び転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態にすることをいう。この制度によって、自動車メーカーなどは、預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことが可能な制度である。

1.2.6

コンソーシアム

解体業者、プレス・せん断処理業者及び鉄鋼メーカーと必要に応じてそれらを取りまとめる商社などが加わり、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体であり、同項の規定に

に基づき、自動車製造業者等の審査を受けた上で全部再資源化の業務の実施に係る契約を締結し、経済産業大臣及び環境大臣から認定を受けた受託共同事業体をいう。

1.2.7

解体自動車全部利用者

自動車リサイクル法第16条第4項に規定する解体自動車全部利用者をいい、コンソーシアムに所属し、売払い自動車の全部を鉄鋼の原料として利用する事業を国内において行う者をいう。

1.2.8

全部再資源化事業者

自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者であり、コンソーシアムに所属し、合理的な解体等を行うことによって、解体自動車全部利用者がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用可能な状態（スクラップ）にする事業を実施する解体業者又は破砕業者をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

使用済自動車の再資源化等に関する法施行令（平成14年政令第389号）

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）

入札及び契約心得〔陸幕会第317号（27. 3. 5）別冊第1〕

1.3.2 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44. 10. 1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- a) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格、同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格、同法第60条第1項に規定する解体業者の資格及び同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格を有し、かつコンソーシアムに所属する全部再資源化事業者であって、入札開始前までに自らがコンソーシアムに所属する事業者であり、コンソーシアムを構成する事業者の一覧を示した書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。
- b) 契約の相手方が所属するコンソーシアムを構成する各事業者は、過去の自衛隊専用自動車などの解体・破砕及び売払いなどに係る契約において、解体証明書、破砕証明書、その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出の状態である者であってはならない。
- c) 契約の相手方は、自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日か

ら最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類を提出し、官側の確認を受けた者でなければならない。

- d) 契約の相手方は、売払い自動車を引取った後、フロン類及び指定回収物品を回収し、売払い自動車の全部を解体、プレス・せん断などをして鉄鋼の原料として解体自動車全部利用者に引渡すに当たり、当該自動車の輸送を除き、解体自動車全部利用者に引渡すまでの一切の業務について、下請負させることなく契約相手方において実施する。
- e) 契約の相手方は、エンジン、ドア、タイヤ及びホイール並びに荷台その他の囲いをもつ積載装置及びトラッククレーンその他の特殊の用途にのみ用いられる自動車に当該自動車と一体として装備する特別な装備についても、再利用不可能なように破碎及び圧縮などの処理を行うほか、部品の如何を問わず市場に流出してはならない。電線などの銅製品を取り外し、鉄鋼の材料としてのみ利用する目的で解体自動車全部利用者に引渡す。

なお、このために必要な機材、作業者などは、契約の相手方が用意する。

- f) 契約の相手方は、売払い自動車を解体する作業において、表1に示す作業前、作業中及び作業後の写真を撮影するとともに、売払い自動車の引渡しから3か月以内に作業前、作業中及び作業後の写真を官側に提出する。また、プレスに投入する直前からこれが破碎及び圧縮されるところまでを途切れなく1つの動画で撮影するものとする。

なお、動画撮影開始時からプレスに投入する直前までは常にボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載された車体番号が明瞭に確認可能とし、記録したデータは、5年以上保管するとともに、必要に応じて官側の指示によって提出する。この際、提出する写真及び動画はPDFデータ、DVDなどの自衛隊の情報保全に抵触しない記憶媒体とし、官側と調整をする。

- g) 官側は、d)～f)の実施状況について契約満了後も含め必要に応じて立ち入り調査を実施可能とし、契約の相手方は官側から立ち入り調査の実施を通知された場合、これを受け入れなければならない。

2.2 引渡し

引渡しは、次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しの段階で、受領書を官側に提出する。

なお、売払い自動車の所有権は、4.1の提出書類全ての提出が完了するまで官側に留保する。

- b) 売払い自動車の引渡しの際に必要な機材、作業者などは、契約の相手方が用意する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しに際し事故防止に万全を期さなければならない。
- d) 搬出・搬入は、官側が別途示す場所において行う。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、売払い自動車に添付された自動車リサイクル券について自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車として適正な処理手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、売払い自動車について、2.1に示す作業を実施して、鉄鋼の原料として利用し、エンジン、ドア等部品の如何を問わず市場に流出させてはならない。当該部品が一般市場に流通した場合（未遂を含む。）は、契約担当官は、契約の相手方に対し損害賠償を請求する。

2.5 売払い自動車の処理要領

売払い自動車の処理要領は次による。

- a) 契約の相手方は、売払い自動車の引渡しを受けた日から3か月以内に、2.1に示す処理を実施する。

- b) 契約の相手方は、解体自動車全部利用者への引渡しの後、表1に示す引渡証明書の写しを提出する。
- c) 契約の相手方は、売払い自動車の個体識別・管理を確実に実施し、解体自動車全部利用者に引渡した内容及びスクラップの量を表1に示す解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報及び検収書の写しの提出をもって報告する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、売払い自動車の処理の作業において、官側の支援を必要とする場合は、事前に協議のうえ、次の事項について支援を受けることが可能である。

- a) 自衛隊などの敷地への立ち入りに関する事項
- b) 売払いのため、最低限の図面の貸出し又は閲覧に関する事項

4.3 安全管理

売払いの作業は、安全管理に万全を期する。

4.4 売払いに関する保全

売払いに関する保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、4.2 b)で貸出し又は閲覧した図面について、提出書類とする場合を除き、複製してはならない。また、売払い後確実に監督官へ返却しなければならない。
- b) 契約の相手方は、売払いの履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項を漏えい、別途利用及びその他への公表をしてはならない。また、この契約終了後も同様とする。

4.5 その他

その他は、次による。

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び機材、物品などに損傷を与えた場合は、速やかに契約担当官等と協議する。
- b) 契約の相手方は、履行期間の延長を必要とする場合は、契約担当官等と協議する。
- c) コンソーシアム内で生じた問題、紛争などについては、契約の相手方の責任及び負担で解決する。

4.6 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	摘要
1	引取業者として登録を示す書類	1	a)	入札開始前までに	自動車リサイクル法第42条第1項の登録を受けていることを示す書類
2	自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化によって入札の公告日から過去3年間に処分した自動車の処理台数を示す書類				検収伝票及び当該検収伝票に対応する自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
3	コンソーシアムを構成する事業者の一覧				経済産業省のホームページ上で公開されている事業者リスト
4	誓約書			契約締結後速やかに	図1による。
5	受領書			売払い自動車の引渡し時	GLT-CG-Z000001の図8による。
6	細部実施要領書			契約締結後速やかに	図2による。
7	作業前、作業中、作業後の写真			売払い自動車の引渡しから3か月以内	図3によるほか、自動車引受け時、重機などでの解体中及びスクラップ後の写真の3点とする。また、作業前及び作業中の写真には車台のボデー（ボンネット、キャビン前面及び左右ドア）に記載されている車台番号が視認可能な形で撮影する。
8	引渡証明書の写し				売払い自動車の引渡しから解体自動車全部利用者への引渡しの完了までの物流において、この契約の履行に携わった全ての事業者間での引渡しを証する書面の写し
9	解体自動車全部利用者に引渡した荷姿詳細情報				自動車リサイクルシステムから出力される荷姿詳細情報
10	検収書の写し				解体自動車全部利用者によって発行されたスクラップの質量を示す証書
注 a) 提出先は、調達要領指定書によって指定する。					

誓約書

当社は、本仕様書で定められている提出書類を期日までに提出し、官からの立ち入り調査の要請があった場合は受け入れます。また、受領した売払い自動車を解体した際に生じた部品は再利用できないように破碎及び圧縮などの処理をし、部品の如何を問わず市場に流出させず、電線などの銅製品を取り外した上で、鉄鋼の原料としてのみ利用いたします。なお、本仕様書の内容に違反した場合は当該対処等に要した官側費用の全額を賠償する他、指名停止処分及び入札参加資格停止処分が行われても異議ありません。

年 月 日
株式会社
代表者名 (自 署)

図1－誓約書の様式

細 部 実 施 要 領 書

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

〇〇 〇〇 殿

住 所

会社名

代表者名

件名：使用済自動車（装輪車両）の売払い

搬出場所：〇〇駐屯地

1 解体作業場所

2 引取り日（搬出日）

3 解体受け車種、車台番号及び両数

4 解体作業内容

5 破碎作業内容

図2－細部実施要領書の様式

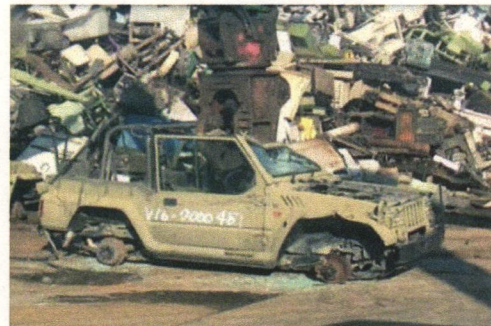
1 作業前（自動車引き受け時）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



2 作業中（重機などでの解体中）

車体に記載されている車台番号が視認可能な状態



3 作業後（スクラップ後）



図3ー作業前，作業中及び作業後の提出写真（一例）

調達要領指定書	調達要求番号	売払要求番号 第5号
	調達要求年月日	令和8年8月27日
	作成部課	九州補給処総務部管理課
	作成年月日	令和8年8月27日
件名	使用済自動車（装輪車両）の売払い	
仕様書番号	GV-Z001014	

1 総 則

目達原駐屯地における使用済車両売払いにおける要領について指定する。

1.1 使用済車両

番号	品 名	車 番	単位	数量	備 考
1	31/2tトラック	34-0403、34-0381、 34-0013、34-0513、 34-0517、34-0066、 34-0012、34-0065、 34-7233、34-0539、 34-0160、34-0362、 34-0383、34-0525、 30-2503、34-0536、 34-0537、34-0538、 34-0527、34-0159	両	20	自走不可
2	重レッカ	38-2137	両	1	自走不可
3	軽レッカ	35-4222	両	1	自走不可
4	73式小型トラック	02-9973	両	1	自走不可

細部別紙内訳書のとおり

2 売払いに関する要求

2.1 引渡し

引渡しの日については、契約締結後に通知する。

なお、契約相手方は、当該通知を受けた後、速やかに、作業時間帯及び作業車両の台数を契約担当官に通知する。

3 その他の指示

4.1 提出書類

陸上自衛隊仕様書（GV-Z001014）の4.1に示すとおりとし、遅滞なく届け出るものとする。

4.2 その他

- ・ 見積書の作成に際し、現場確認（及び現物確認）を要する場合は、確認しようとする日（平日0830から1700までの間とする）の3日前までに契約担当官に申し出る。
- ・ 契約に関する調整先：九州補給処調達会計部契約課第1契約班
- ・ 提出書類の内容に関する調整先：九州補給処総務部管理課補給班

内 訳 書

別紙

No.	品 名	規 格	単位	数 量	備 考
1	鉄屑	鋳物	KG	50868.4	
2	鉄屑	H2	KG	60112.3	
3	鉄屑	H3	KG	6754.5	
4	鉄屑	H4	KG	4867.0	
5	銅屑	並	KG	400.9	
6	銅屑	下	KG	215.1	
7	真鍮	真鍮	KG	32.4	
8	真鍮	鋳物	KG	38.2	
9	アルミ屑		KG	3616.8	
10	鉛	並	KG	1048.6	バッテリー
11	ガラス		KG	852.9	
12	ゴム		KG	77975.9	
13	未価値品		KG	16010.2	
		以 下 余 白			
	合計			222793.2	